

第1回大分県鳥獣被害対策本部会議

日時：平成23年8月1日 11:15～
場所：大分県庁 新館5階 「51会議室」

次 第

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ 11:15
- 3 会議事項
 - (1) 大分県鳥獣被害対策本部の設置について
 - (2) 「大分県野生鳥獣被害対策実施にあたっての考え方」について
 - (3) 平成23年度鳥獣被害対策の取組について
【DVD：獣害に強い集落づくり】
 - ① 現地対策本部の取組について
 - (4) その他
- 4 閉会 12:15

大分県鳥獣被害対策本部設置要綱

(設置)

第1条 農林産物等への被害軽減及び地域の被害対策を実施するため、大分県鳥獣被害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 被害防止対策の推進に関すること。
- (2) 捕獲対策の推進に関すること。
- (3) 情報の収集、提供に関すること。
- (4) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(対策本部)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び別表第1に掲げる職にあるものをもって構成する。

- 2 本部長は、副知事をもって充て、対策本部を総理する。
- 3 副本部長は、農林水産部長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 対策本部に、対策本部の付議事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事長は、農林水産部審議監（林政水産担当）をもって充て、幹事会は、別表第2に掲げる職にあるものをもって構成する。

(会議の招集等)

第5条 対策本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 3 1, 2項に規定する会議には、議長が必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、農林水産部森との共生推進室に置く。

(現地対策本部)

第7条 振興局に鳥獣被害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

- 2 現地対策本部長は振興局長をもって充て、現地対策本部を総理する。
- 3 現地対策副本部長は、農山（漁）村振興部長をもって充て、現地対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 現地対策本部の構成員は、振興局長が管内機関、団体から指名する。
- 5 現地対策本部の事務局は、農山（漁）村振興部森林管理班に置く。
- 6 現地対策本部長は、現地の被害対策のために鳥獣被害現地対策会議を開催し、目的達成のために現地の状況に応じて現地対応プロジェクトチームを組織し、被害対策を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

農林水産部 審議監（農政担当・林政水産担当）
企画振興部 審議監
生活環境部 審議監
土木建築部 審議監（技術企画担当）
各振興局長
農林水産研究指導センター長
大分森林管理署長
市町村代表
大分県猟友会 会長
大分県農業会議 会長
大分県農業協同組合中央会 会長
大分県農業共済組合連合会 会長理事
大分県森林組合連合会 代表理事会長
アドバイザー

別表第2（第4条関係）

農林水産部 団体指導・金融課長
研究普及課長
農山漁村・担い手支援課長
集落・水田対策室長
園芸振興室長
家畜衛生飼料室長
農村基盤整備課長
林産振興室長
森林整備室長
森との共生推進室長
企画振興部 観光・地域振興局長
生活環境部 生活環境企画課長
食品安全・衛生課長
土木建築部 道路保全整備室長
河川課長
各振興局 農山（漁）村振興部長
農林水産研究指導センター 研究企画監
大分森林管理署長
市町村代表
大分県猟友会 事務局長
大分県農業会議 事務局長
大分県農業協同組合中央会 専務理事
大分県農業共済組合連合会 参事
大分県森林組合連合会 代表専務理事
アドバイザー

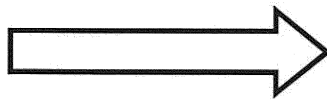
平成23年度大分県鳥獣被害対策本部・構成

推進本部			幹事会			鳥獣被害対策に関する部分	
1	本部長	副知事	小風 茂	1 農林水産部審議監（林政水産担当）	足立 紀彦	（幹事長）	
2	副本部長	農林水産部長	阿部 良秀	2 団体指導・金融課長	宮迫 敏郎	農林水産金融に関すること	
				3 研究普及課長	永井 定明	鳥獣被害対策の技術指導に関すること	
				4 農山漁村・担い手支援課長	衛藤 隆	農業生産組織等への被害対策の啓発、普及	
				5 集落・水田対策室長	小山 裕司	水田農業の被害対策に関すること 集落環境対策に関すること	
				6 園芸振興室長	板井 隆	園芸作物・果樹等の被害対策に関すること	
				7 家畜衛生飼料室長	吉武 理	飼料作物の管理及び被害対策に関すること	
				8 農村基盤整備課長	立川 孝之	防護柵設置等、農業基盤の整備に関すること	
				9 林産振興室長	川村 晃	林産物の被害対策に関すること	
3	本部員	審議監（農政担当）	松久 房義	10 森林整備室長	梅木 保博	森林の被害対策に関すること	
4		審議監（林政水産担当）	足立 紀彦	11 森との共生推進室長	三ヶ田 雅敏	鳥獣被害対策に関すること	
5		農林水産研究指導センター長	力徳 昌史	12 農林水産研究指導センター 研究企画監	吉松 英明	鳥獣被害対策の技術開発及び普及に関すること	
6		企画振興部審議監	塩川 也寸志	13 観光・地域振興局長	藤澤 俊典	小規模集落対策に関すること 獣肉（ジビエ）の消費拡大に関すること	
7		生活環境部審議監	牧野 雅典	14 生活環境企画課長	青木 正年	特定外来生物（アライグマ）の被害対策に関すること	
8		土木建築部審議監	畔津 義彦	15 食品安全・衛生課長	井上 昭二	獣肉（ジビエ）の加工、流通、販売に関すること	
				16 道路保全整備室長	一ノ瀬 陸典	防護柵設置等にかかる「道路法」に関すること	
9		東部振興局長	次森 久雄	17 河川課長	進 秀人	防護柵設置等にかかる「河川法」に関すること	
10		中部振興局長	足達 賢二	18 農山漁村振興部長	安部 欣司	現地被害対策本部に関すること	
11		南部振興局長	森竹 嗣夫	19 農山漁村振興部長	吉良 英雄		
12		豊肥振興局長	平原 健史	20 農山漁村振興部長	窪田 史朗		
13		西部振興局長	小川 裕三	21 農山村振興部長	高山 裕章		
14		北部振興局長	安東 忠彦	22 農山村振興部長	吉田 清士		
15		大分森林管理署長	長江 恭博	23 農山漁村振興部長	西鶴 昌史		
16		市長会代表 佐伯市副市長	塩月 厚信	24 大分森林管理署長	長江 恭博		国有林の被害対策等に関すること
17		町村長会代表 玖珠町副町長	太田 尚人	25 佐伯市農林水産部長	坪根 大吉		市の被害対策に関すること
18		大分県猟友会 会長	河野 一二三	26 玖珠町農林振興課長	梅木 良政	町村の被害対策に関すること	
19		大分県農業会議 会長	井上 清志	27 大分県猟友会 事務局長	安藤 英行	有害鳥獣の捕獲対策に関すること	
20		大分県農業協同組合中央会 会長	佐藤 洋	28 大分県農業会議 事務局長	中西 信博	耕作放棄地対策に関すること	
21		大分県農業共済組合連合会 会長理事	日野 立明	29 大分県農業協同組合中央会 専務理事	佐藤 清一	農作物被害の情報収集及び被害対策	
22		大分県森林組合連合会 代表理事会長	岩崎 泰也	30 大分県農業共済組合連合会 参事	大戸 諭	農業共済事業に係る鳥獣被害の情報収集及び被害対策	
23		アドバイザー（動物生態学）	足立 高行	31 大分県森林組合連合会 代表専務理事	高橋 和博	森林・林業被害の情報収集及び被害対策	
				32 アドバイザー（動物生態学）	足立 高行	野生鳥獣被害対策に関する助言	

鳥獣被害対策推進体制の強化

(主な見直し)

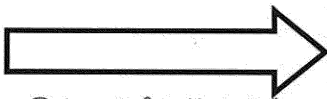
本庁有害鳥獣対策プロジェクトチーム
リーダー 審議監(林政水産) メンバー(班総括) 森との共生推進室 研究普及課 研究普及班 農山漁村・担い手支援課 集落・水田対策室 団体指導・金融課 家畜衛生飼料室 農村基盤整備課 観光・地域振興局 生活環境企画課 道路保全整備室 農林水産研究指導センター 林業研究部 森林チーム 大分県猟友会 (事務局) 森との共生推進室



大分県鳥獣被害対策本部
本部長 小風副知事 副本部長 農林水産部長 本部員 農林水産部 審議監(農政・林政水産) 企画振興部 審議監 生活環境部 審議監 土木建築部 審議監 各振興局長 農林水産研究指導センター長 大分森林管理署長 市町村 代表 大分県猟友会長 大分県農業会議会長 大分県農業協同組合中央会長 大分県農業共済組合連合会長 大分県森林組合連合会長 (事務局) 森との共生推進室

- ① トップの格上げ
- ② 関係部局の班総括で構成していた組織を、審議監や振興局長を構成員とした組織へ変更
- ③ 国、市町村及び農林業団体を新たに構成員に追加

振興局有害鳥獣対策プロジェクトチーム
リーダー 農山(漁)村振興部長 メンバー 森林・林業班 林業・木材・椎茸班 集落・水田班 畜産班 野菜班 果樹・花き班 農村整備班 市町村 鳥獣害担当課 農業協同組合 農業共済組合 森林組合 猟友会 支部 (事務局) 森林管理班



大分県鳥獣被害現地対策本部
本部長: 振興局長 副本部長: 農山(漁)村振興部長 構成員(振興局長が指名) 例) 地域振興部長 地域振興班 生産流通部長 各班 農山(漁)村振興部 集落・水田班 農林基盤部長・農村整備班 土木事務所 市町村 鳥獣害担当課長・担当 農業振興担当課長・担当 猟友会 支部 市町村農業委員会 農業協同組合 農業共済組合 森林組合 (事務局) 森林管理班

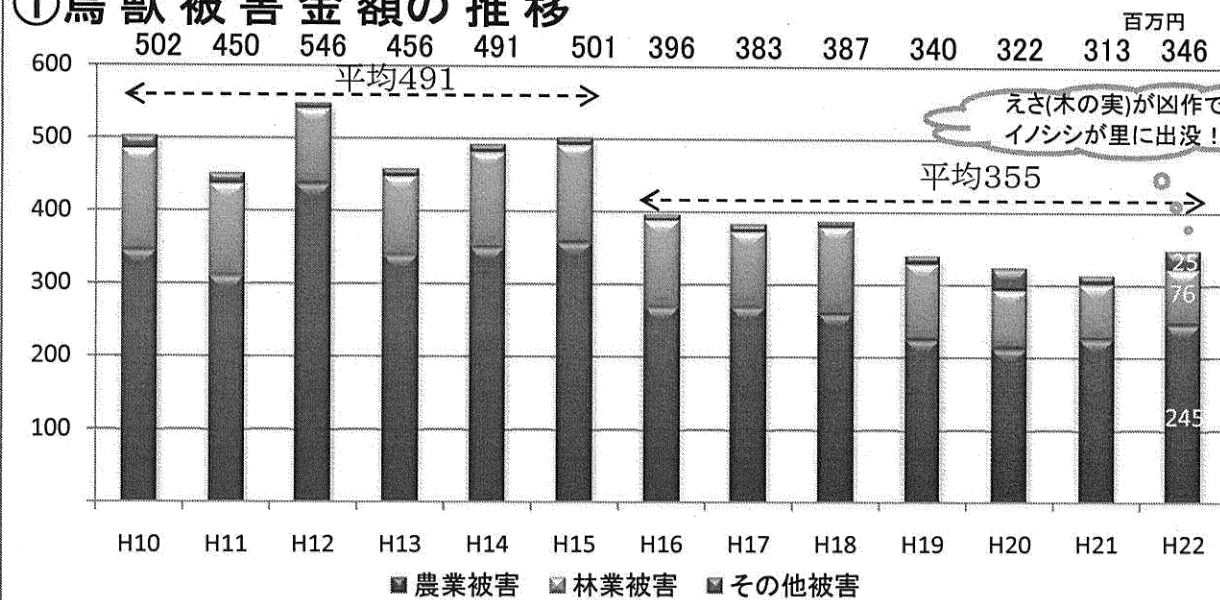
- ① トップの格上げ
- ② 農林業普及員の取組強化
 - ・ 全員が被害対策にかかわる
- ③ 集落対策を強化
 - ・ 被害集落のリストアップ
 - ・ 被害防止計画の作成
 - ・ 集中指導
 - ・ 「戦う集落」の育成
 - ・ 他地域への普及拡大



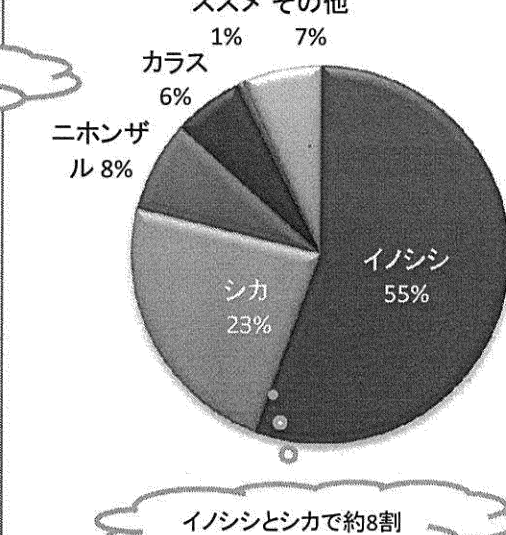
「戦う集落づくり」を推進

被害金額と捕獲頭数等の推移

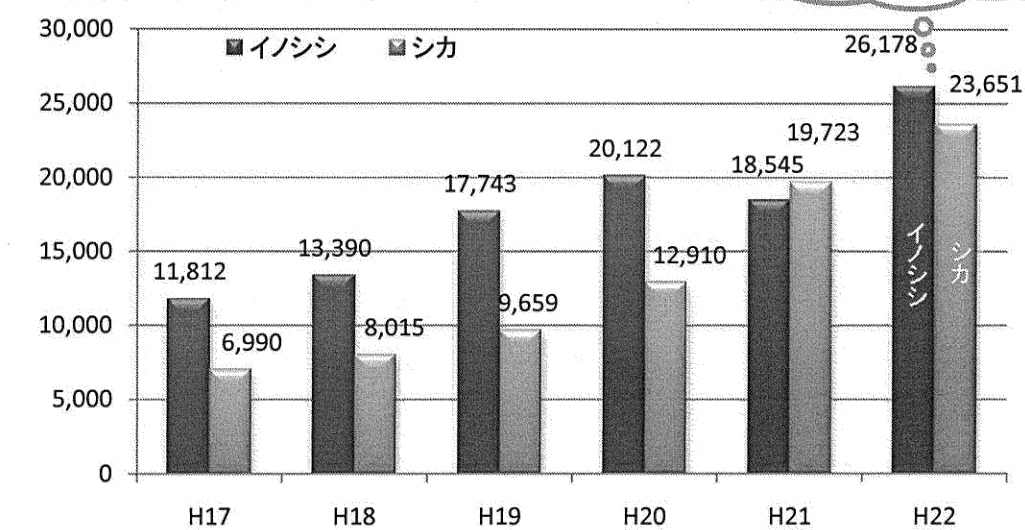
①鳥獣被害金額の推移



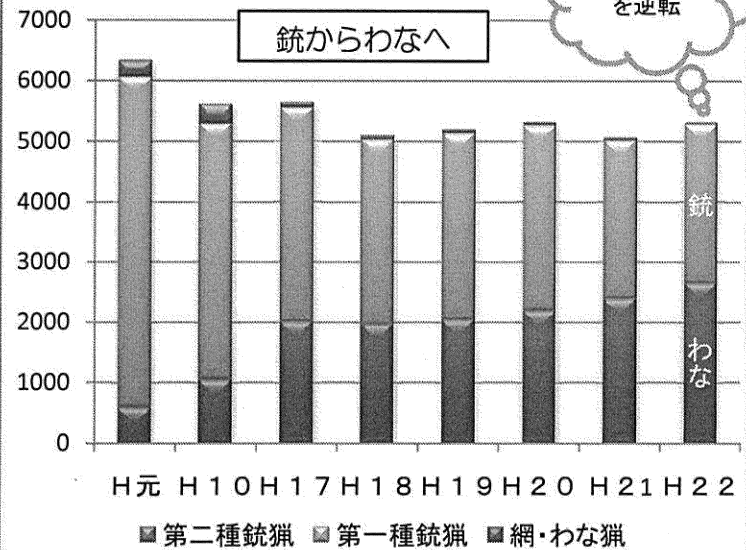
②加害鳥獣別被害額の割合(H22)



③捕獲頭数の推移



④狩猟免許取得者数の推移



イノシシ・シカの獣害対策について

〈 問題点(H18) 〉

〈 これまでの対策 〉

〈 課題 〉

〈 今後の対策 〉

① 林業行政組織で被害に対応
(鳥獣関係法を所管)

② 地域住民の知識不足

- ・加害獣の生態
- ・柵の設置方等被害防止の知識
- ・集落対策の重要性

③ 防護柵設置の遅れ

- ・設置規模が小さい
- 田畑一枚ごと設置

④ 不十分な捕獲頭数

イノシシ	13,390頭
シカ	8,015頭

- ・様々な捕獲規制の存在
- 狩猟期間が短い
- メスジカの捕獲禁止 等
- ・捕獲意欲の減少

⑤ ハンターの高齢化と減少

- ・ハンター数 5,094人
- (S51の約半分)
- ・60才以上 57%

⑥ 獣肉の消費が少ない
(需要がない)

深刻な被害 3.0億円
(3.9億円)

県庁・振興局にPTを設置(H19～)

1 集落環境対策

- ① 鳥獣害対策専門指導員の配置(H21～)
- ② 鳥獣害対策アドバイザーの認定
(H20～、400名認定)
- ③ 鳥獣害対策モデル地区の設置(16地区)

2 予防対策
防護柵等の設置に助成(特措法 H19 制定)

- ① 国庫事業(ソフト事業+恒久柵)
- ② 県単事業(電気柵、トタン、恒久柵等)

3 捕獲対策

H22	イノシシ	26,178頭
	シカ	23,651頭

(1) 規制緩和

- ① 狩猟期間の延長(11/1～3/15)
- ② メスジカの全県可猟化(H19～)
- ③ シカの1日捕獲上限の撤廃(H19～)
- ④ 特例休猟区の設定(H19～)
- ⑤ ワナ設置数の上限撤廃(H23～)
- ⑥ 有害駆除許可期間の延長(H23～)
- ⑦ 捕獲報償金制度の拡充
- ⑧ 隣接県との合同駆除の実施(3県・4県)

(2) ハンター対策

- ① 狩猟免許試験講習会に助成
- ② 免許試験の休日開催、試験回数が増

4 獣肉利活用対策

- ① 処理施設の設置支援
- ② ジビエ料理の普及(試食会等の開催)

H22 被害額 2.7億円
(3.5億円)

林業主体の推進体制!

県庁PT:(リーダー)林水審議監
局PT:(リーダー)農山漁村振興部長

- ① 県庁・局ともに対応は林業中心
- ② 県・市町村・団体等の連携不足
- ③ 大半を占める農業被害の防止体制強化が必要

↓

集落の被害対策が不十分!!

- ① 指導者の不足
- ② 集落の団結にバラツキ
- ③ 誤った柵の管理
(=被害の継続)

↓

減らない被害集落

被害を受けにくい集落へ
指導力(体制)強化が必要!

イノシシ、シカ被害額を半減!

鳥獣被害対策本部

本部長:副知事
副本部長:農林水産部長

- ◆構成:関係部審議監、局長、関係団体
- ◆役割
 - ①被害防止対策の推進
 - ②捕獲対策の推進
 - ③情報の収集、提供等

↓

鳥獣被害現地対策本部

本部長:振興局長

- ◆構成:振興局、市町村、関係団体
- ◆役割
 - ①被害防止行動計画の策定・推進
 - ②被害集落の集中支援・指導

激害集落対策PT

↓

- ◆集落対策の強化
 - ①加害獣の生態を熟知
 - ②集落周辺を餌場にしない
 - ③防護柵の設置・自主管理
 - ④追い払う、自ら捕獲に取り組む

↓

戦う集落づくり

H27 被害額 1.3億円以下
(2.0億円)以下

大分県鳥獣被害対策本部の設置について

鳥獣被害対策本部

(本部長)副知事、(副本部長)農林水産部長

- (構成)・企画振興部、生活環境部、土木建築部、
農林水産部の各審議監
・市町村代表
・県猟友会、農業会議、県農協中央会、
農業共済連、県森連、大分森林管理署ほか
●下部組織として**幹事会**を設ける

- (役割)・被害防止対策の推進
・捕獲対策の推進
・情報の収集、提供等

鳥獣被害現地対策本部

(各振興局に設置)

(本部長)振興局長、(副本部長)農山漁村振興部長

- (構成)・振興局各部長・班総括
・市町村担当課長・担当係長
・地元猟友会、農業団体、森林組合
・鳥獣害対策アドバイザーほか
●実行部隊として「**集落対策PT**」を設ける

- (役割)・被害防止行動計画の策定
・激害集落の抽出、指導計画の検討
・PTによる激害集落への集中指導
・「戦う集落」の育成・他地域への普及拡大等

指導
・
支援

集落対策PT

(構成)
振興局担当、普及員(農
業・林業)、市町村担当者、
農協、猟友会など

(役割)
・被害の相談窓口
・激害集落の指導、支援
・徹底した現地指導により
被害ゼロを目指す

◆捕獲対策

1. 捕獲の奨励・支援策
2. 合同捕獲の推進
3. ワナ猟の普及(免許取得者の拡大)
4. 若いハンターの育成確保

◆予防対策

1. 防護柵の設置拡大
2. 適正施工・管理の指導

◆獣肉利活用対策

1. 獣肉料理、加工品等の普及PR・消費拡大
2. 加工処理施設の設置支援

◆集落環境対策

1. 加害獣の生態を熟知する
2. 集落周辺を餌場にしない
3. 防護柵の設置・自主管理
4. 追い払う、自ら捕獲に取り組む

戦う集落づくり

被害ゼロ集落の拡大

大分県野生鳥獣被害対策実施にあたっての考え方 《概要》 (平成21年度～平成25年度)

*平成23年度中に「大分県鳥獣被害対策基本方針」制定予定

1 基本的な考え方 ～四つの柱～ 《集落環境対策》 《予防対策》 《捕獲対策》 《獣肉利活用対策》

2 実施にあたっての基本目標

○短期的目標

①有害鳥獣と戦う集落づくり

②農林水産業をイノシシ、ニホンジカから守るための捕獲の促進

○長期的目標 農林水産業被害の軽減と野生鳥獣との棲み分けの実現

捕獲目標(H23)

イノシシ 22,000頭
シカ 27,000頭

被害軽減目標(H25)

イノシシ 8,000万円
シカ 5,000万円

3 被害と対策の現状

● 被害の現状

- 農林水産業被害は3億円台(農業70% 林業25%)で推移、このほかに耕作・造林意欲の減退や放棄、中山間地域の活力低下

● 対策の現状

《集落環境対策》

- 鳥獣害対策専門指導員の配置
- 鳥獣害対策アドバイザーの養成
- 「戦う集落」の設定 等

《予防対策》

- 防護柵設置等への助成

《捕獲対策》

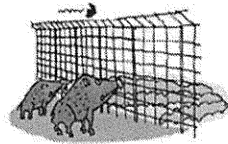
- 規制緩和
- ハンターの確保
- 捕獲報償金制度の拡充
- 隣接県との合同捕獲 等

《獣肉利活用》

- 処理施設への支援
- ジビエ料理の普及

● 課題

- 集落の被害対策が不十分で、被害が継続
- 集落環境対策よりも、先に捕獲や資材(防護柵等)に頼りがち
- 銃器捕獲の担い手の高齢化、減少



4 今後の実施方針

鳥獣被害現地対策本部と住民による合意を進め、計画を作成し、集落単位で総合的な鳥獣被害対策を実施する

《集落環境対策》

- 集落内の合意形成による「有害鳥獣と戦う集落づくり」
- 集落点検活動等による、総合的な被害防止対策
- 集落環境整備の推進
- 生息環境整備のため多様な森林づくり、間伐等森林整備、針広混交林の造成

《予防対策》

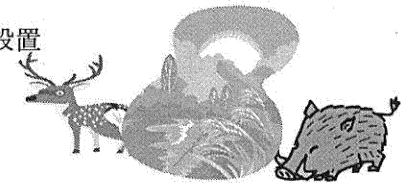
- 正しい知識に基づく防護機材を集落ぐるみで設置

《捕獲対策》

- 農林業者自ら自衛の為のわな捕獲を推進
- 講習会を開催し、狩猟者の育成、確保を図る

《獣肉利活用》

- 獣肉流通に向け、衛生管理マニュアル等普及
- 獣肉利活用促進対策支援



5 推進体制

(1) 県 基礎調査、被害対策、捕獲対策の支援、実施

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①大分県鳥獣被害対策本部 | } 関係者による情報収集・提供、捕獲 |
| ②大分県鳥獣被害現地対策本部 | |
| ③鳥獣害対策専門指導員 | |
- 専門知識を持ち、鳥獣害対策アドバイザー養成等を実施

(2) 市町村 被害対策の支援・指導、特措法に基づく鳥獣害防止対策協議会の設置、住民意識等に基づく合意形成の推進、隣接地市町村との協働

(3) 農業協同組合・農業共済組合・森林組合 被害対策の支援・指導

(4) 鳥獣害対策アドバイザー 振興局、市町村、団体等の職員で構成、集落指導を支援

(5) 集落 集落対策PT、市町村との共同により集落ぐるみの被害対策を実施

(6) 狩猟者(猟友会) 捕獲対策や調査への協力

鳥獣から農作物を守る集落への行動支援計画(案)

振興局名 ○○振興局

集落名	○○集落		集落戸数	○○戸	
所在地	○○市○○町		農家戸数	○○戸	耕地面積 ○○ ha
集落営農	(有)・無		交付金受給	(有)・無	中山間地域直接支払制度 農地水保全管理交付金
主な農作物	水稲、乾椎茸、ナス、栗				
加害動物	イノシシ	シカ	サル	カラス	
被害作物	水稲、栗	椎茸、野菜類	椎茸	大豆	

集落共同柵	(有)・無	設置年度	○○年度	総延長	○○○○ m	
	補助事業名	農業農村整備事業(中山間地域総合整備事業)				
		鳥獣被害防止総合対策交付金事業				
		有害鳥獣被害防止対策事業(県単)				
		小規模集落対策事業				
	その他()					
	共同柵の種類	金網フェンス	ワイヤッシュ柵	ネット柵	電気柵	トタン柵 その他
	共同柵の規格	高さ	○○	m	電気柵	本(H=、cm)
	共同柵の管理	共同	個人		電気柵の場合は柵線の本数と高さ	
	定期点検・補修	(有)・無				
草刈り作業	(有)・無					
共同柵がない集落について	申請中	協議中	希望したい	計画なし		

捕獲対策	猟師が	いる	いない	→	年齢	~60歳	61歳~70歳	70歳以上
	捕獲対策	有害鳥獣捕獲	狩猟のみ		人数		○人	
	方法	くくりわな	箱わな	囲いわな	銃			

集落環境対策	している・していない						
	→	追い払い	竹林等ヤブ払い	生ゴミ処理	栽培管理	放牧	
		耕作放棄地の解消	秋耕起	果樹の剪定	里山の整備		

取り組み効果 被害は→: 増えた 変わらない 減った 激減した

特記事項
シカとイノシシは防護柵や藪払い等で防いでいるが、サルに対しては無防備、不定期にやってくるサルに対し迅速に追い払いができる体制整備が課題

鳥獣害を減らすための行動計画

- プロジェクトの支援方向
- ・研修会・勉強会(鳥獣害対策の基礎、先進地研修等)
 - ・環境整備(耕作放棄地・藪の草刈り(耕起、緩衝帯の設置、放任果樹の伐採等)
 - ・栽培管理の工夫(栽培作物、作物レイアウト等)
 - ・防護対策(柵の設置、点検、追い払い等)
 - ・捕獲対策(狩猟免許の取得促進、講習会の開催、獣肉利活用等)
 - ・調査研究(実証化試験)

対策カレンダー

作物名→	作物名					対策内容	役割分担	
	水稲	椎茸	ナス・ピーマン	インゲン、大豆	栗		県	市町
4月					種子			
5月	シカ 移植40日以内		移植	播種	カラス等			
6月	移植							
7月						取り組み事項の確認	●●●	●●●
8月	乳熟期		収穫	収穫	シカ	共同柵の点検、補修指導	●●●	●●●
9月		イノシシ			シカ			
10月	収穫				収穫			
11月						ヒコバエ対策指導	●●	●●
12月						追い払い指導及び放任果樹の点検	●●	●●
1月		収穫	シカ					
2月		サル						
3月						効果の検証、次年度計画策定指導	●●●	●●●

〇〇地区 集落点検図

凡 例	
▲	イノシシ被害
▲	シカ被害
★	誘因物(放任果樹等)
---	防護柵設置位置
○	門扉
■	わな設置場所
←	移動ルート

